

消滅時効 宅建 H21-03-2 <<#696>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bに対し建物を賃貸し、月額 10 万円の賃料債権を有している。Bが、Aとの建物賃貸借契約締結時に、賃料債権につき消滅時効の利益はあらかじめ放棄する旨約定したとしても、その約定に法的効力は認められない。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 時効の利益の放棄【★入門】

時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。（民法 146 条）

⇒ 強行規定であり、当事者の意思(特約・約定)によっても反しえない

cf. 任意規定